

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

- 1 本件は、再審査請求人（以下「請求人」という。）が労働者災害補償保険法による療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長が平成30年5月31日付けでこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 2 請求人は、本件処分について、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、平成30年7月24日付けで審査請求をしたところ、審査官が平成31年2月6日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、当審査会に同年3月22日付けで再審査請求（以下「前回再審査請求」という。）をした。
- 3 請求人は、同一の原処分である本件処分の取消しを求めて、当審査会に令和元年12月25日付けで再審査請求（以下「本件再審査請求」という。）をした。
- 4 当審査会は、令和2年1月29日付けで前回再審査請求を棄却する旨の裁決をした（平成31年労第132号事件）。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

- 1 請求人は、本件再審査請求において、前回再審査請求と同様に本件処分の取消しを求めているが、同一の本件処分に対し、重ねて再審査請求をすることは許されないものである。

したがって、本件再審査請求は不適法なものであり、かつ、性質上その欠陥を補正することができないものであると判断する。

- 2 よって、請求人の本件再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文の

とおり裁決する。

令和2年3月27日